

エネルギー小売事業者の 更なる省エネ情報提供の促進に向けて

2021年 3月16日

本日の議題

- 第1回検討会（2021年1月22日）では、一般消費者の更なる省エネ行動を促すために有効な情報や、その提供方法について、一般消費者へのアンケート結果等を基に議論を行うとともに、エネルギー小売事業者の創意工夫による情報提供をより一層促すための事業者の取組の評価方法等について議論を行った。
- 本日の検討会では、前回の議論を踏まえ、以下の事項について御議論いただきたい。
 - ① 「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」（経済産業省告示。以下「指針」という。）に定める一般消費者への省エネに資する情報提供の努力義務の遵守の徹底について。特に、契約件数が30万件以上のエネルギー小売事業者の情報提供の実施状況の公表及び国への報告の徹底について。
 - ② 一般消費者へ提供すべき省エネ情報の内容・提供方法の見直し（指針の改正）について。
 - ③ エネルギー小売事業者の評価スキームの詳細及び試行運用の具体的方法等について。

【議題】

1. 省エネ情報提供に関する努力義務の遵守について
2. 指針で定める省エネ情報の内容及び提供方法の見直しについて
3. エネルギー小売事業者の省エネ取組の評価スキームについて

1. 今後の方針

- 一般消費者の省エネ行動をより一層促すためには、全てのエネルギー小売事業者が指針で定める情報を一般消費者へ確実に提供することが重要。また、契約件数が30万件を超える事業者については、情報提供の実施状況の公表及び国への報告を確実に行っていただくことで、実態把握や政策効果の検証等に繋げることが必要。
- その際、特に新規参入のエネルギー小売事業者からは、一般消費者へ情報提供を行う上で必要となる政策（補助制度等）の情報について、国からの情報共有が重要であることが指摘された。
- したがって、今後、①努力義務の遵守の徹底に向けた対応を検討するとともに、②国からの省エネ関連情報の共有の強化を行う。

■ 第1回検討会での主なご意見と今後の方向性

- ✓ 契約件数が30万件を超えているにもかかわらず、省エネ情報提供の実施状況の公表や報告がないエネルギー小売事業者に対して、努力義務の遵守を徹底することが必要ではないか。
⇒ ①努力義務の遵守の徹底に向けた対応
- ✓ エネルギー小売事業者から一般消費者へ情報提供を行うに当たっては、国や関係機関が省エネ関連情報を共有することも重要ではないか。
⇒ ②国からの省エネ関連情報の共有の強化

【参考】一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供

(2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供

(3) エネルギーを消費する機械器具の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供

(4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供

2. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するよう努めなければならない。

(1) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

(2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

※ガイドラインでは「エネルギー種別の小売契約件数が30万件以下で公表努力義務の非対象事業者であっても、自主的に可能な範囲で公表していくことが望ましい。」としており、国へ報告することも可能である。

【参考】エネルギー小売事業者による一般消費者向け省エネ情報提供の状況 (令和元年度～令和2年度)

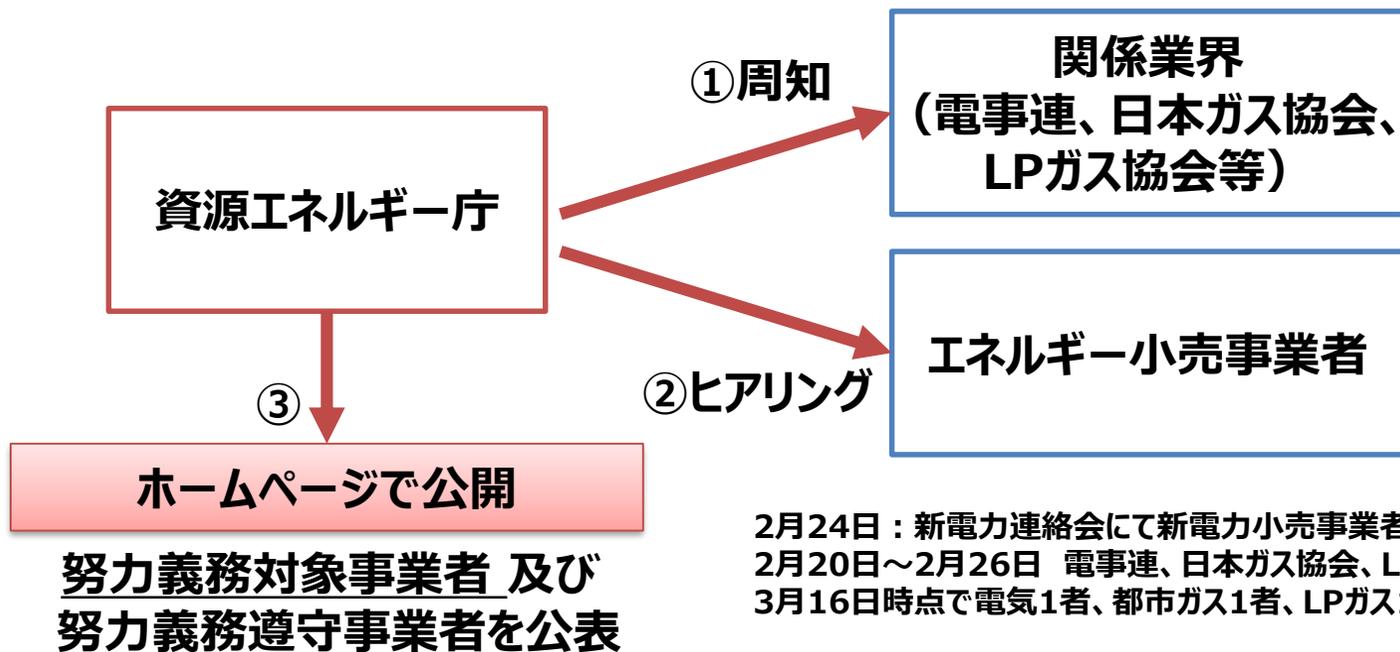
- 下記の事業者に加え、契約件数が30万件を超える事業者は他にも存在すると考えられるところ、当該事業者においては改めて指針の内容をご確認いただき、報告をお願いしたい。

	事業者等名	R1年度 提出有無	R2年度 提出有無	情報提供の状況					
				①前年 同月値	②月別消費量 及び料金	③使用工夫の 削減量及び額	④省エネ設備 の性能と助成	⑤住居形態別の 消費量の目安	
電気	10電	北海道電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力エナジーパートナー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		中部電力株式会社	○	△	R1○	R1○	R1○	×	R1○
		北陸電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		四国電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		九州電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		沖縄電力株式会社	○	○	○	○	○	×	×
	その他	大阪瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東京瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		京葉瓦斯株式会社	△	R2○	R2○	R2○	R2○	R2○	R2○
都市ガス	都市ガス	東京瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		大阪瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東邦瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		西部瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		京葉瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		北海道瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		広島ガス株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		北陸ガス株式会社	○	○	○	×	×	○	×
		仙台市ガス局	○	○	○	○	○	○	×
	その他	東京電力エナジーパートナー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
関西電力株式会社		○	○	○	○	×	×	R1×⇒R2○	

※LPガス事業者については報告がなされていない。

2. ①努力義務の遵守の徹底に向けた対応（案）

- 一般消費者の省エネ行動をより一層促すためには、エネルギー小売事業者が指針で定める努力義務を確実に実施していただくことが重要。
- このため、努力義務の遵守の徹底に向けて、①資源エネルギー庁から関係団体に周知を行うほか、②個社へのヒアリング等により実態把握を行うこととしたい。その上で、③小売契約件数が30万件を超えるエネルギー小売事業者については、特定可能な範囲で資源エネルギー庁ホームページで公表し、努力義務対象事業者及び遵守事業者を可視化することとしてはどうか。
- なお、小売契約件数が30万件未満の事業者については公表・報告の努力義務対象ではないが、国への報告があれば資源エネルギー庁ホームページで公開することとしているため、積極的に報告頂きたい。



【参考・周知】国への報告様式・方法

- 指針に基づく情報提供は全てのエネルギー小売事業者に求められており、更に一定規模以上の事業者については、特定事業者であるかにかかわらず、情報提供の実施状況の公表及び国への報告を求めている。
- また、小売契約件数が30万件未満の事業者は努力義務の対象外だが、省エネ情報提供に実施状況について公表・報告を行うことが望ましい。

■ 公表・報告事業者の整理

	エネルギー種別の小売契約件数 - 30万件超 -		エネルギー種別の小売契約件数 - 30万件未満 -	
	情報の提供 (指針5項目)	情報の提供の 実施状況の公表・報告	情報の提供 (指針5項目)	情報の提供の 実施状況の公表・報告
特定事業者等	努力義務	努力義務	努力義務	報告することが望ましい
非・特定事業者	努力義務	努力義務 (報告様式整備)	努力義務	報告することが望ましい (報告様式整備)

■ 非特定事業者等の場合の報告方法

- (1) 下記HPより報告様式をダウンロード
URL : https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/information/
- (2) 内容を記載の上、資源エネルギー庁省エネルギー課 (syoene-sikko@meti.go.jp) までメールで送付※
※前年度に実施した情報提供の内容について報告年度の7月末までに送付が必要

2. ②国からの省エネ関連情報の共有の強化

努力義務の遵守

- 情報提供の材料については、特に、**指針③（機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額）**や、**指針④（省エネ設備の性能と助成制度）**に関して、**国や公的機関で情報が集約・整理されていれば事業者としても情報提供を行いやすい**といった意見があった。
- これらの情報は**資源エネルギー庁のホームページや既存のガイドライン・検討会の取りまとめ等でまとめて公開しているものもあるため、これらの活用も検討いただきたい。**
- また、これらの情報については、より**集約した形で事業者に公開することや、国から事業者へ説明会等を通じた周知を定期的に行う**など、**情報共有の更なる強化を実施する方向で検討。**

■ 指針③に関連する情報（例） （資源エネルギー庁HP（省エネポータルサイト））

家庭向け省エネ関連情報

無理のない省エネ節約

家庭の中でできる、効果的な省エネ・節電の方法を具体的に紹介いたします。

エアコン > ガス・石油ファンヒーター > 電気カーペット > 電気こたつ > 床暖房 >

エアコン

省エネレッスン

冷房時の工夫

- ・ドア・窓の開閉は少なく。
- ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット。
- ・外出時は、昼間でもカーテンを閉めると効果的。
- ・扇風機を併用。風がカラダにあたると涼しく感じます。

■ 指針④に関連する情報（例） （省エネ製品買替ナビゲーション しんきゅうさん）

かんたん比較

エアコン編

比較結果【目安】

印刷する 注釈 使い方

おすすめの商品

購入年	2000年
冷房能力(部屋の広さ)	2.2kw(6~9畳)
メーカー	三洋電機
型番	その他(わからない)

条件を変えて比較

年間の消費電力量約 269 kWh 省エネ!

年間の電気代約 7,260 円 お得!!

年間のCO₂排出量約 132 kg 削減!!

年間のCO₂削減率 9.5 本分 削減!!

おすすめの商品

冷房能力(部屋の広さ)	2.2kw(6~9畳)
メーカー	ダイキン工業
型番	S22XTHXP

条件を変えて比較

年間の消費電力量 992 kWh

年間の電気代 26,780 円

年間のCO₂排出量 484 kg

年間のCO₂削減率 34.6 %

日本工業規格JIS C 9612に基づく、1888時間(6:00~24:00)使用時の算出結果です。

かんたん比較

もっと見る

かんたん比較TOPへ

他の製品を選択

その他の比較をする

【議題】

1. 省エネ情報提供に関する努力義務の遵守について
2. 指針で定める省エネ情報の内容及び提供方法の見直しについて
3. エネルギー小売事業者の省エネ取組の評価スキームについて

【参考】省エネ行動を促す情報の検討の全体像

- 一般消費者が省エネを行うに当たって必要となる情報を整理し、それらの情報の提供を促すことをガイドライン等に反映してはどうか。

現行の
情報提供

ガイドライン・指針に基づく情報提供

- ① 毎月の消費量の前年同月値
- ② 過去一年間の月別消費量及び料金
- ③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額
- ④ 省エネ設備の性能と助成制度
- ⑤ 契約又は住居形態別の消費量の目安

一般消費者へのアンケート調査の実施

本日も議論頂きたい部分

追加すべき
情報の検討

- ・現在の指針に基づく情報提供の認知度や効果の検証
 - ・一般消費者の省エネ行動を促す追加的な情報の検討
- 必要に応じてガイドライン等に反映し、現行の指針で定める項目に加え、可能な範囲で追加的に情報提供を求めることとしてはどうか。

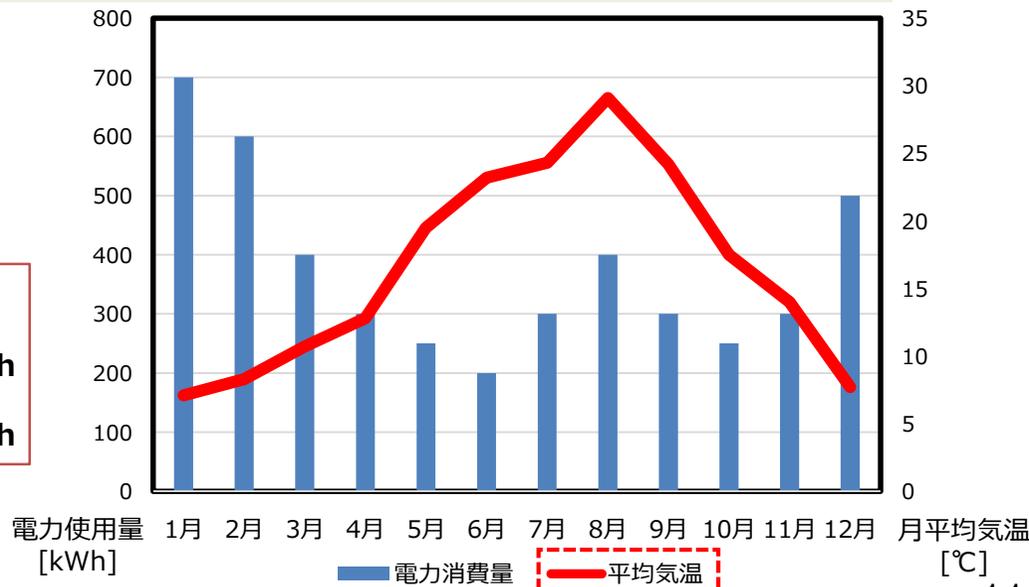
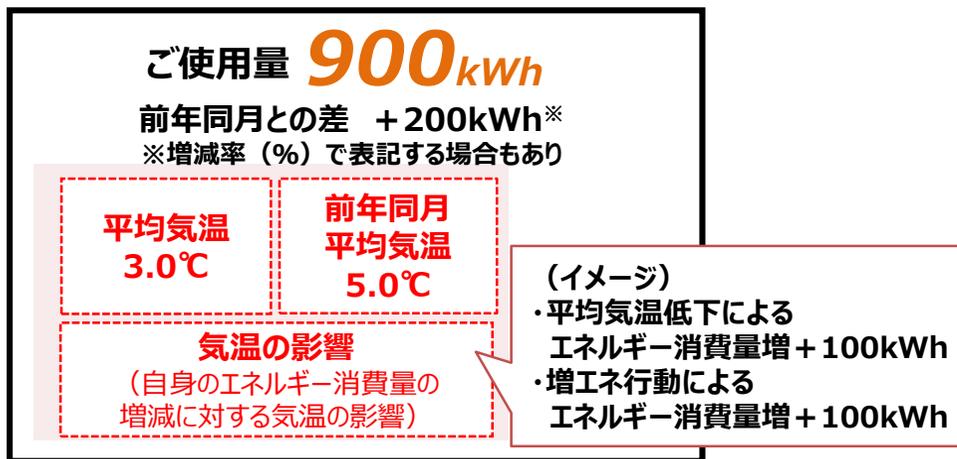
指針の見直し案①（関連情報の追加）

- 家庭のエネルギー消費量は、所有している機器や設備の数・性能、世帯構成人数等の家庭個別の状況に加えて、外気温※などの外部要因によっても大きく変動する。
- 一般消費者が自らのエネルギー消費量を確認し、省エネ行動に繋げる上では、特に、指針①②の情報について、背景情報（気温影響等）を併せて提供することが重要となる。
- このため、現行の指針で定める省エネに資する情報と合わせて、気温影響等の関連情報を提供することを指針に定め、確実な提供を促してはどうか。

■ 指針①（エネルギー使用量の前年同月比）への情報の追加例

■ 指針②（過去1年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金）への情報の追加例

平均気温の低下・上昇によるエネルギー使用量の増加・減少か、省エネ行動の有無による増減かを、一般消費者が判別できるような情報提供を促してはどうか。



※用いる気温は各社が必要予測等に用いているもの、又は「**府県予報区**（北海道、沖縄は複数地区に分割、それらを除く全都府県は各1地区）」の気温を基本として検討

指針の見直し案②（類似世帯比較の追加）

- 類似世帯との比較は、ナッジの観点からも省エネ促進効果の高い情報であることが示されており、第1回検討会においても、追加的なコストが掛かることも踏まえると一層評価されるべきといった意見があった。
- 精度の高い比較を行うためには、契約内容からは得られない情報により類似家庭を特定する必要があるが、指針に明示的に規定することで、情報提供を行うことを求めていますどうか。

■ 類似世帯との比較のイメージ

お客様のガス・電気のご使用量や使用内容に応じた省エネのヒントが毎月チェックできます！ ※毎月1回更新です。

ご使用量・ご使用用途のレポート
 ガスの場合

当月のガス・電気のご使用量を項目別にグラフ表示。

ご使用のボリュームがひと目でわかる！

よく似たご家庭との比較を項目ごとにお知らせ！

「電気」のタブをクリックすると
 電気の場合

よく似たご家庭とご使用量を比較。ご使用の用途に応じた適切なアドバイスをご紹介します！

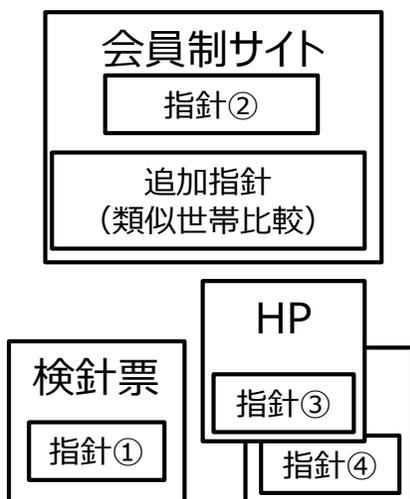
「知っとク！エネくらべ」は、お客さまが電気・ガスを、毎月どのようにご使用されているのかを推定するものです。ご紹介している数値はあくまで大阪ガス(株)の計算に基づく推定値であり、お客さまによりエコで快適な生活をご過ごしていただくために、ご参考として提供させていただいております。数値の算出にあたり、お客さまのガス・電気の検針データ、居住地等の情報と、ご設定いただいたご家族構成・お住まい・ご使用機器から、大阪ガス(株)の所有するデータに基づいて電気・ガス機器の利用傾向を推測しています。あくまで推定値ではございますが、本結果をもとにしたアドバイスが、お客さまのより快適な生活の一助となれば幸いです。

※これはガスの画面です。※画面はイメージです。
 ※この画面は、住ミカタ・プラス会員さま以外のお客さまにもご覧いただけます。

- 指針に定める情報は、いずれも一般消費者の省エネを促す上で有効であり、継続的な提供が重要。他方、一般消費者へのアンケート結果から、現行の指針に定めるいくつかの情報は、消費者に十分に伝わっていない。
- この背景には、指針に定める情報が一つに集約されて掲載されておらず、消費者が一度に確認できないことが一つとして挙げられる。実際、指針①②については会員制サイトで、指針③④についてはホームページで公開しているエネルギー小売事業者が多い。
- 省エネ情報については、多様な情報を組合わせて提供することで、消費者の理解が進むと考えられるため、指針に定める情報について一つに集約して提供することを原則としてはどうか。

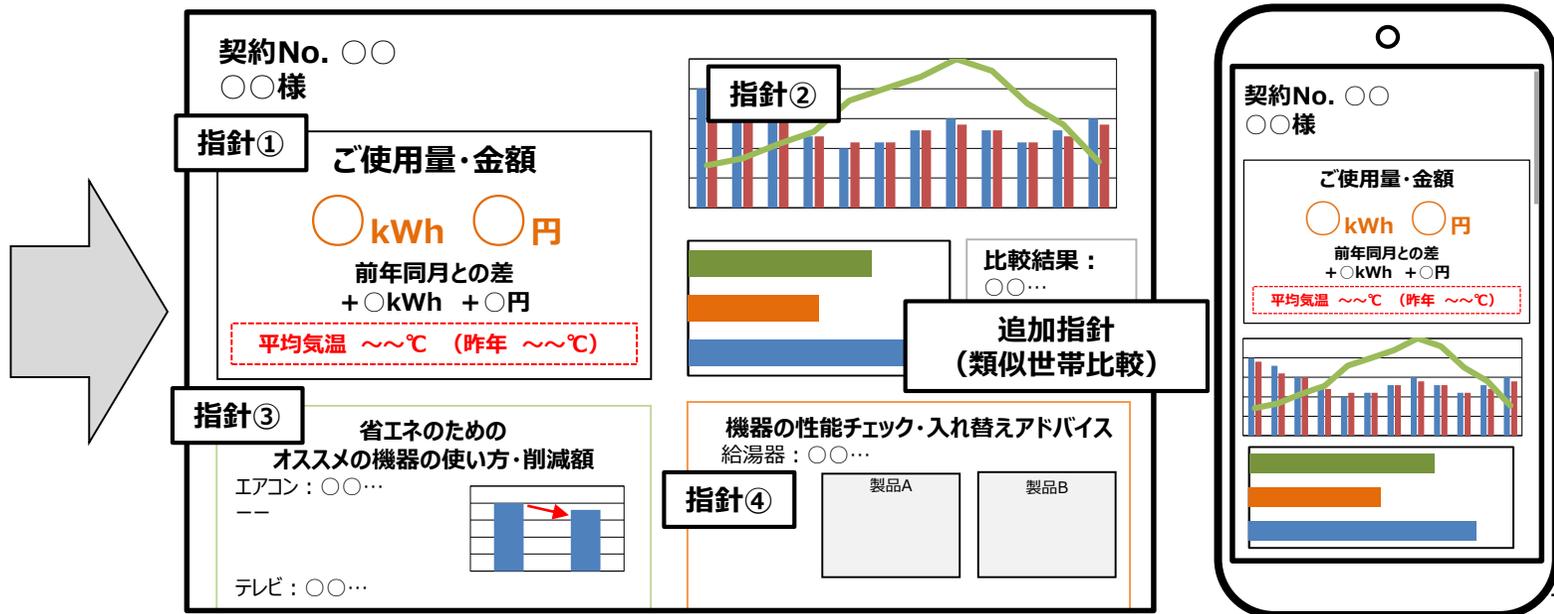
【現状】

省エネ情報が点在



【見直し案 (イメージ)】

情報を集約



- エネルギー小売事業者の多くは、指針①～⑤に基づく情報提供を実施しているが、一般消費者へのアンケート結果によれば、指針①(前年同月比エネルギー使用量)及び②(過去1年間の月別エネルギー使用量)は、約7割が提供されていることを認識していると回答したのに対し、指針③(消費機器の使い方の助言)は約3割、④(消費機器の性能・助成制度)は約2割の認識に留まっている。
- この背景としては、指針①②は、会員制サイト等で一般消費者へ個別に情報提供が行われているのに対し、指針③④は、エネルギー小売事業者のHPでの提示に留まり、一般消費者に情報が行き渡っていないことが考えられる。
- 今後、情報提供手法の幅が広がる中で、指針③④についても一般消費者に確実に情報提供がなされ、認知度が高まることが望ましいため、エネルギー小売事業者の負担を踏まえつつ、ガイドライン等での事例紹介を行い、効果的な情報提供を促すこととしてはどうか。

■ エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の内容と認知度

指針の概要	知っている	知らない
①毎月の消費量の前年同月値	65.2%	34.8%
②過去一年間の月別消費量及び料金	71.2%	28.8%
③機器の使用手法の工夫による削減量及び削減額	32.5%	67.5%
④省エネ設備の性能と助成制度	17.6%	82.4%
⑤エネルギー供給事業者の創意により提供する情報	—	—

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の改正案

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報
及び気温影響に関する情報の提供

(2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報**及び気温影響に関する情報**の提供

(3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供

(4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供

2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、契約形態及び住居形態別のエネルギー使用量の目安、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。

3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。

4. (略)

毎月の消費量の前年同月値や過去一年間の月別消費量及び料金の省エネに資する情報と併せ、外気温等の関連情報を提供することを明記【見直し①】

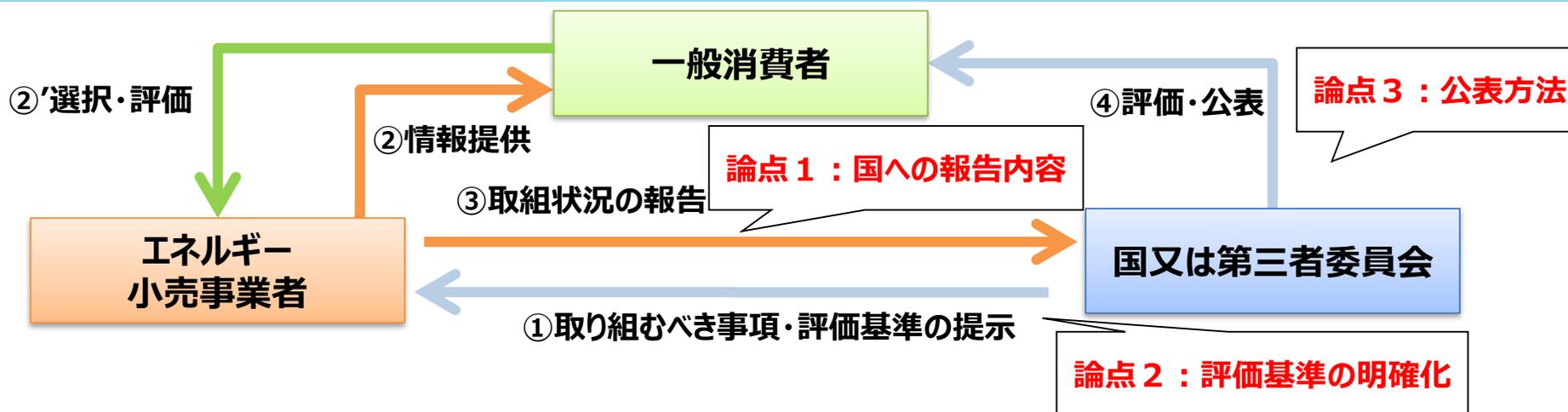
類似世帯との比較情報を提供することを明記【見直し②】

省エネに資する情報を、一つの媒体に集約して提供することを明記【見直し③】

【議題】

1. 省エネ情報提供に関する努力義務の遵守について
2. 指針で定める省エネ情報の内容及び提供方法の見直しについて
3. エネルギー小売事業者の省エネ取組の評価スキームについて
 - ① 評価スキームにおける基礎点・加点評価
 - ② 評価スキームの本格運用に向けた流れ

- アンケート調査において、約30%の消費者が省エネサービスの充実度に関する電力会社・ガス会社の比較情報（ランキング等）を「省エネに役立つ」と回答している。そこで、エネルギー小売業者に積極的な省エネ情報の提供を促すとともに、一般消費者の小売事業者の選択基準を明確化するため、省エネ情報提供の充実度を評価する制度を導入してはどうか。
- 具体的には、エネルギー小売事業者の定期報告（指針の実施状況）や、任意の報告事項を元に、エネルギー小売事業者別に点数を付与し合計点でランク分けを行い、その結果を公表してはどうか。
- 本スキームの実施に当たって、1:国への報告内容、2:評価の基準、3:評価の公表方法等について御議論頂きたい。
- なお、本スキームを円滑に運用するためには、事業者からの報告内容やその評価方法の確立が課題となるため、まずは試行的に運用し、効果検証等を行った上で継続的な実施の可否を判断してはどうか。



【参考】第1回検討会でのご意見

- 既存の指針で求める情報提供と評価スキームにおける加点事項について、重複がないように整理が必要。
- 一般消費者の多くは「価格」で会社を選んでおり、省エネ情報に関心のある一般消費者は少ない。エネルギー小売事業者の選択理由にならないのに省エネ情報を提供しなければいけないといった事態にならないよう、本検討会で議論していきたい。
- 脱炭素、カーボンニュートラルといった流れが生まれてきていることを考えると、情報提供を促すだけでなく、実効性を担保するようもう一段強い施策も必要ではないか。
- 人は望ましくない情報には目を瞑りたくなり、自身の省エネがあまり進んでいないという情報にはアクセスしなくなるかもしれない。また省エネだけでなく様々な行動基準を持っているため、省エネ行動が人間の行動基準の一つであるという観点から検討が必要である。
- 点数化に当たっては、公平な評価が非常に大事。また、このような情報を比較サイトやメディアが取り上げることで、一般消費者に情報が伝わる可能性もある。

● エネルギー小売事業者による情報提供の評価について、下図のとおり、情報提供の「内容」と「提供方法」の2つの観点から、基礎点・加点を検討することとしたい。

■ 評価マトリクス (案)

提供方法		基礎点(指針で規定)		加点				
		提供有無	【追加】集約性	省エネ意識の高まるタイミングでの プッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情 報提供	消費者の閲覧率 等の効果測定	その他の 創意工夫	
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の前年同月値	基礎点	【追加】集約性	提供有無	省エネ意識の高まるタイミングでの プッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情 報提供	消費者の閲覧率 等の効果測定	その他の 創意工夫
	指針② 過去一年間の月別消費量 及び料金							
	指針③ 機器の使用方法の工夫 による削減量及び削減額							
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度							
	【追加】 類似世帯比較							
加点	時間毎のきめ細やかなエネルギー消費量の見 える化	加点	【追加】集約性	提供有無	省エネ意識の高まるタイミングでの プッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情 報提供	消費者の閲覧率 等の効果測定	その他の 創意工夫
	電力需給状況に応じたエネルギー消費 (上げDR・下げDR等) を促す情報							
	電源構成の開示							
	その他の創意工夫							

**省エネに資する情報の
「内容」と「提供方法」の両側面から、
基礎点・加点の配点を検討**

情報の「内容」について

- 情報提供の内容については、指針で定める事項を基礎点とし、その他一般消費者の省エネを促す上で有効と考えられる事項を加点としてはどうか。
- 評価事項として十分か、基礎点・加点の範囲として適切かどうか御議論いただきたい。

基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の前年同月値
	指針② 過去一年間の月別消費量及び料金
	指針③ 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額
	指針④ 省エネ設備の性能と助成制度
	【追加】 類似世帯比較
加点	時間毎のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化
	電力需給状況に応じたエネルギー消費(上げDR・下げDR等)を促す情報※
	電源構成の開示※
	その他の創意工夫

基礎点

- 指針に定める情報は一般消費者の省エネを促す上で必要な基本的情報であるため、評価スキームにおいては、基礎点としたい。
- P.12のとおり、類似世帯との比較に関しては、新たに指針に定めることを検討。

加点

- 全てのエネルギー小売事業者に対して提供を努力義務化するの難しい情報であるが、一般消費者の更なる省エネを促す上では有効なものであるため、評価スキームにおいて加点要素としたい。

【参考】第1回検討会でのご意見

- 類似世帯比較の情報提供に際してはコストもかかるため、なおのこそ評価されるべきだと考えている。
- 環境に関心のある一般消費者に対しては、電源構成に関連したコストの情報を通知してはどうか。再エネに対しどれだけ支払ったかという認識を消費者に持ってもらうことは、再エネに対する投資を可視化するような取組であり、環境価値とコストを結び付けるという意味では有用ではないか。
- 省エネ情報に関心のある又は情報にアクセスしようとしている一般消費者は、自分の省エネ行動の状況を把握したいのではないか。
- DR（デマンドレスポンス）は実証レベルで取組が進んでおり、各取組をベストプラクティスとして紹介するのも有効かと思う。一方、ACEEEスコアカードではTOU（時間帯別料金メニュー）の有無が評価されている。TOUは需要シフトに資するので、こちらも評価項目になり得るのではないか。
- 省エネ行動と料金体系の関係性を分かりやすく提示することも一般消費者の省エネ行動を促進するには重要となる。

情報の「提供方法」について

- 情報の提供方法については、指針で定める事項を基礎点とし、その他一般消費者の省エネを促す上で有効と考えられる事項を加点としてはどうか。
- 評価事項として十分か、基礎点・加点の範囲として適切かどうか御議論いただきたい。

基礎点

- P.13のとおり、提供有無にとどまらず、1つに集約した情報提供の実施を努力義務化するため、同項目を基礎点として評価することを検討中。

加点

- 全てのエネルギー小売事業者に対して実施を努力義務化するのは難しいが、一般消費者の更なる省エネを促す上では有効なものであるため、評価スキームにおいて加点要素としたい。

基礎点（指針で規定）		加点			
提供有無	【指針に追加】 集約性	省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	顧客属性を基にした追加的情報提供	消費者の閲覧率等の効果測定	その他の創意工夫

消費者の省エネ意識が高まるタイミング等（エネルギーの使い過ぎを認識したタイミング等）でプッシュ型で情報を提供していれば加点

例：エネルギー消費量の多かった月には追加的に省エネ行動を促すアドバイスの送付等

世帯人数や所有している機器の情報等、個人に関する情報を活用し省エネを促進する情報を提供していれば加点

例：世帯人数に応じた省エネ・機器の選定アドバイスを行う／消費者が登録した機器の所有年数を基に見込まれる省エネ効果を算出し買い替えを促す情報を提供する等

提供した情報がどの程度の消費者に閲覧されているか等、情報提供がもたらした省エネ等の効果について検証を行っていれば加点

例：会員制サイトのページビュー数により情報の閲覧数の算出する／会員制サイトのログイン者と非ログイン者のエネルギー使用量の差異を分析する等

- 指針③及び④の認知度が低い理由としては、一般的な情報として事業者のウェブサイトに掲載されているだけのことが多く、一般消費者がそこまでアクセスしていないことが考えられる。契約情報等を用いることで、パーソナライズされた情報の提供は可能なので、情報提供の方法を工夫すれば認知度は向上するのではないか。
- 類似世帯との比較情報については、大手事業者は既に提供しているが、あまり認知されていない。これを一般消費者に認知してもらうことで省エネ行動に取り組んでもらうというのは重要かと思う。
- 一般消費者にいかに分かりやすく、インセンティブを持って情報を見てもらうかが重要
- パーソナライズされた情報を求める一般消費者が当該情報を入手出来る環境を整えることが重要となる。一方で、個人情報の保護も必要であり、一般消費者が安心感を持って情報を活用できることも大事。
- 内容や方法だけでなく、どの程度の消費者に情報が届いているかも評価してはどうか。
- 一律の基準で省エネ情報提供を評価することは分かりやすい側面がある一方、リソースの少ない事業者にとっては横並びで評価されると厳しい可能性もある。そのような事業者にとっては、独自の省エネ情報提供を加点として評価してもらえらることは情報提供を進める動機付けになるのではないか。

【参考】取組の評価基準（前回の議論）

- エネルギー小売事業者の評価制度の導入に当たっては、**公平性担保のため、一定の基準を示し定量的な評価**を行うとともに、**各事業者の創意工夫を促す制度**とする必要がある。
- 前回の議論では、**基礎点（国が提示する事項の評価）**と**加点（事業者独自の取組の評価）**を分け、**総合点でランク付けする案を提示**。

ランク	点数	指針に基づく情報提供の状況				
		①前年同月値	②月別消費量及び料金	③使用工夫の削減量及び額	④省エネ設備の性能と助成	⑤類似世帯との比較
⇒前回示した配点を基に検討 合計点※ 80点以上（最大120点） ★★★★★	基礎点	論点（1）：基礎点の配点・評価水準はどのように設定すべきか。				
70点以上～80点未満 ★★★★★☆		論点（2）：どのような取組をどのような評価指標で評価すべきか。				
60点以上～70点未満 ★★★★★☆	加点	↓				
50点以上～60点未満 ★★☆☆☆		次頁で詳細の案を提示				
10点以上～50点未満 ★☆☆☆☆		任意報告				

※ランクにおける配点については、事業者の取組状況を鑑み変更するものとする。

評価スキームにおける配点について

- 評価スキームの配点は、下図の形を基本とし、試行運用の中で事業者の報告内容等を踏まえて見直しを検討することとしてはどうか。(合計120点)

内容		基礎点(指針で規定)		加点			
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	顧客属性を基 にした追加的 情報提供	消費者の閲覧率 等の効果測定	その他の 創意 工夫
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【50点】 ○提供の有無 : 8点×5項目=40点 ○集約性 : 10点		加点【15点】 ○実施の有無 : 5点×3項目 = 15点 ※各内容ごとに1つでも実施していれば5点			加点 【20点】
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針③ 機器の使用方法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度						
	【追加】 類似世帯比較						
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費 量の見える化	加点【15点】 ○提供の有無 : 4点×3項目 = 12点 ○集約性 : 1点×3項目 = 3点					
	電力需給状況に応じたエネルギー消費 (上げDR・下げDR等) を促す情報						
	電源構成の開示						
	その他の創意工夫	加点【20点】					

【参考】評価のイメージ（例）

A社：評価：★★★★★（80／120点）

内容		基礎点(指針で規定)		加点			
		提供有無	【追加】 集約性	省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	顧客属性を基 にした追加的 情報提供	消費者の閲覧率 等の効果測定	その他の 創意工夫
基礎点 (指針で規定)	指針① 毎月の消費量の 前年同月値	8点/8点	指針①②⑤が会員制サイト 指針③④が企業HPで提供されているため 0点として評価	5点/5点	0点/5点	5点/5点	15点/ 20点
	指針② 過去一年間の月別 消費量及び料金	8点/8点					
	指針③ 機器の使用方法の工夫 による削減量及び削減額	8点/8点					
	指針④ 省エネ設備の性能と 助成制度	8点/8点					
	【追加】 類似世帯比較	8点/8点					
加点	時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費 量の見える化	4点/4点	1点/1点	時間毎のエネルギーが 指針①②⑤と同一の箇所で掲載 = 加点	0点/5点	5点/5点	15点/ 20点
	電力需給状況に応じたエネルギー消費 (上げDR・下げDR等) を促す情報	0点/4点	0点/1点				
	電源構成の開示	0点/4点	0点/1点				
	その他の創意工夫	10点/20点					

・紙やアプリを用いた情報提供
・閲覧率の低い消費者に
異なる媒体での情報提供

・閲覧率の集計
・閲覧率毎の世帯当たりの
消費エネルギーの算出による
情報提供の効果測定

・工務店と連携した
省エネリフォームの提案

【議題】

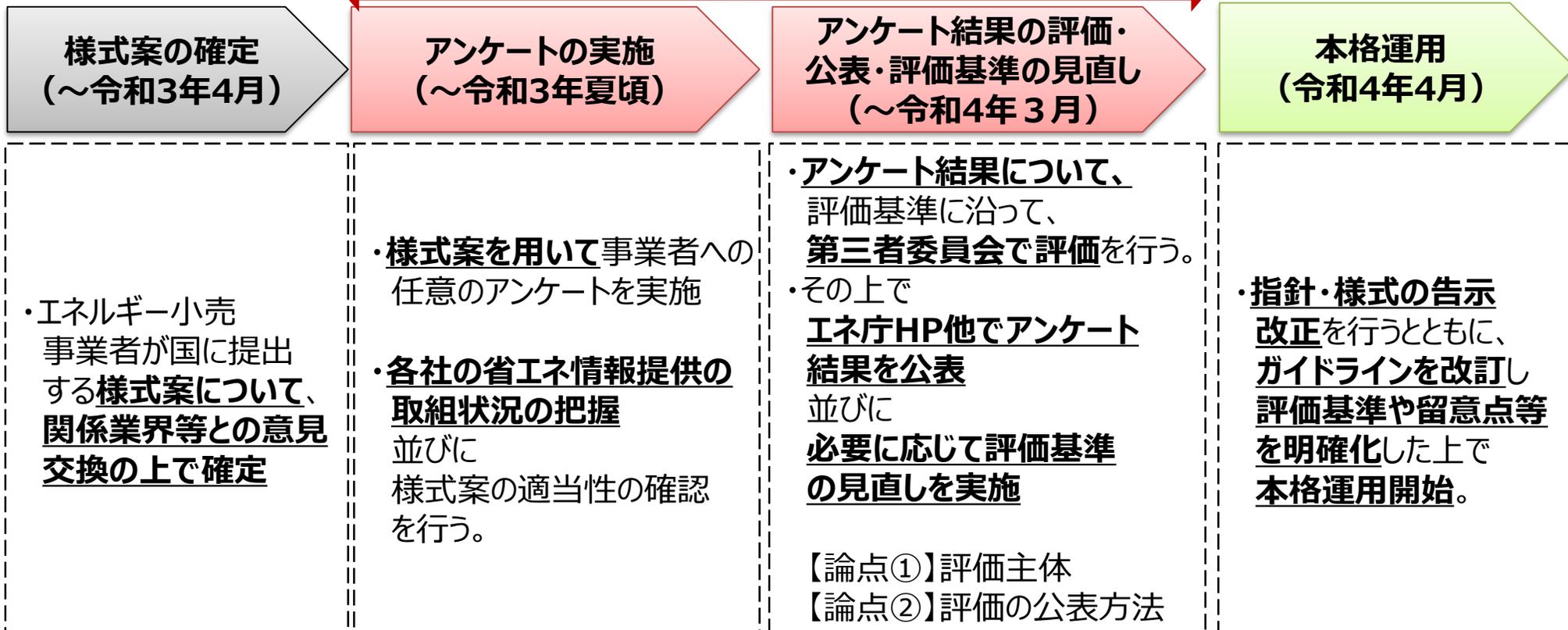
1. 省エネ情報提供に関する努力義務の遵守について
2. 指針で定める省エネ情報の内容及び提供方法の見直しについて
3. エネルギー小売事業者の省エネ取組の評価スキームについて
 - ① 評価スキームにおける基礎点・加点評価
 - ② 評価スキームの本格運用に向けた流れ

評価スキームの本格運用に向けた流れ

- 評価スキームの本格的な運用に向けては、エネルギー小売事業者からの報告内容や評価方法の確立が課題となる。
- このため、エネルギー小売事業者へのアンケートを通じた試行的な運用を実施し、評価基準等を確立することとしてはどうか。
- なお、現行の指針に基づく省エネ情報提供の実施状況の報告は、通常どおり実施していただく。
(定期報告と同時に提出する場合、令和3年7月末まで)

※括弧は想定スケジュール

試行スキーム



- 評価スキームの本格運用に当たっては、より多くのエネルギー小売事業者の省エネ情報提供の取組状況を収集し、公平性のある評価基準を確立することが望ましい。
- 今回の試行スキームでは、制度に基づいた報告徴収ではなく、主に大手エネルギー小売事業者を対象にアンケートを発出し、任意での回答を集計することで、各社の取組状況を把握し評価基準を確立してはどうか。
- また、本格運用時の様式の適当性も合わせて確認することとする。具体的には、事前に各業界団体から意見を伺った上で様式を確定し、検討会后、各業界団体を通じて各社へ送付することを予定している。
- 電気、ガス、LPガスそれぞれの事業者の取組状況を元に評価基準を検討・確立することで、制度の公平性が担保されるため、各業界団体におかれては、小売事業者への周知に積極的に御協力いただきたい。

アンケート様式（案）の例

分類		ご回答欄	備考欄	回答例
(ア) 指針に基づく情報提供の状況についてお伺いします				
指針1.(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報及び月平均気温に関する情報	①状況	1. 提供している	該当する選択肢を選んでください。	1. 提供している
	②内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLをご記入ください。	契約者の毎月の電気使用量及び前年同月値との比較情報（電気使用量、電気料金、平均気温）を提供。 URL： https://●●●.co.jp/service/
	③頻度	6. その他	該当する選択肢を選んでください。	3. 月1回
	上記③にて「6. その他」を選択した場合、その内容		「6. その他」の具体内容をご記入ください。	
	④手段	6. その他	該当する選択肢を選んでください。	4. 請求書
	上記④にて「6. その他」を選択した場合、その内容		「6. その他」の具体内容をご記入ください。	
	⑤効果的な方法	1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	該当する選択肢を選んでください。	1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供
上記⑤にて「4. その他」を選択した場合、その内容		「4. その他」の具体内容をご記入ください。	前年同月値を超えた場合は特にメールでお知らせ。	

情報を効果的な方法で提供しているかについて記載
(評価スキームにおける加点項目)

提供頻度・手段について記載
(①②の参考情報であり、評価スキームの対象外)

実施の有無、内容について記載
(評価スキームにおける基礎点項目)

【参考】 評価の主体について

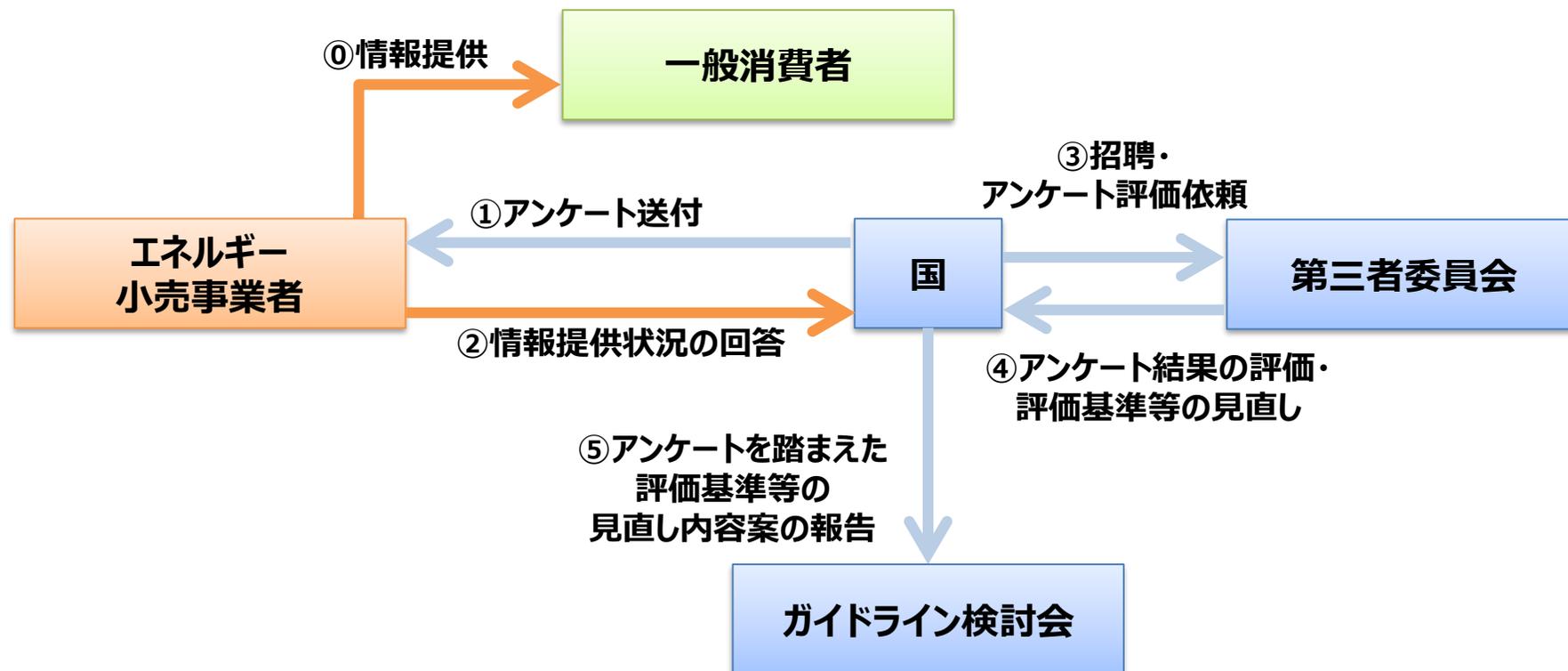
- エネルギー小売事業者の取組の評価については、
 - ① **国が評価**（定期報告の内容に基づいて評価）
 - ② **第三者委員会が評価**（民間の研究団体等が定期報告の内容のほか事業者の公開情報やヒアリング調査に基づいて評価）
 の2つの方法が考えられる。
- より詳細な評価を行うため、**指針やガイドラインを前提に国が一定の基準を示しつつ、具体的な取組の評価については、第三者委員会が柔軟に行うスキームとしてはどうか。**

	国による評価	第三者委員会による評価
概要	国が明確な評価基準に基づき評価	国の評価基準に従い、第三者委員会が具体的な取組を評価
評価実施者	資源エネルギー庁	第三者委員会
評価方法	指針・ガイドラインに従った評価	国の評価基準を基に第三者委員会独自の手法での評価を実施
評価の対象となる情報源	省エネ法定期報告データ	省エネ法定期報告データ (必要あれば第三者委員会による情報収集)
類似制度	省エネ法事業者クラス分け制度 (SABC評価制度)	ACEEE (American Council for an Energy-Efficient Economy) スコアカード

試行スキームの実施体制について

- 第1回検討会において、評価スキームにおける評価主体について、第三者委員会を設置して行うことを提示したところ。同委員会については、有識者を数名招聘するものとしてはどうか。なお、アンケートによる試行スキームでも同様の体制とする。
- また、アンケート結果を基に第三者委員会で実際に評価・採点を行う中で、評価基準を必要に応じて見直し（加点事項の追加等）、その結果を本検討会に報告し、本格運用の際に反映することとしてはどうか。

■ 試行スキームの実施体制イメージ



【参考】 評価の公表方法

- エネルギー小売事業者の取組の評価については、資源エネルギー庁ホームページで公開するほか、エネルギー関連の比較サイトでの表示を検討してはどうか。
- なお、電力・ガスの両方の小売事業を行っている事業者については、同程度の情報提供となる可能性を考慮しつつも、消費者が選ぶ際の選択基準になり得るという観点から、分けて評価してはどうか。

■ 資源エネルギー庁HPでの公開イメージ

評価		事業者等名	詳細情報
電気	★★★★★	● ● 電力株式会社	http://xxx.co.jp/info/
		株式会社 ■ ■ パワー	...
	
★★★★★	

ガス	★★★★★	● ● ガス株式会社	http://xxx.co.jp/info/
		株式会社 ■ ■	...
	
	★★★★★

■ 比較サイトでの公開イメージ (料金比較画面以外でも公表可能)

パールプラン 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 3,857 円/月
 お申し込みページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

くっすと。プラン シンプルコース 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 2,050 円/月
 詳細ページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

スタンダードS 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 519 円/月
 お申し込みページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

- 本格運用での評価結果は、資源エネルギー庁HPやエネルギー小売事業者の比較サイトにおいて公表することを第1回検討会で提示した。
- 本格運用においては上記運用を基本としつつ、試行スキームの評価結果は一律に公開せず、第三者委員会での評価結果を提出事業者に個別に事前通知した上で、希望する者のみ公開することとしてはどうか。
- なお、全体の集計結果（業界ごとの報告事業者数、評価の分布、平均点数等）は公開する。

■ 試行スキームにおけるアンケート結果公表のフロー

